

新たな観光振興財源に関する 地域別意見交換会の結果等について

令和7年度 第3回長崎県観光振興財源検討専門委員会
令和7年8月8日(金)

長崎県 文化観光国際部 観光振興課

➤ 本日委員の皆様にご議論いただきたいこと

- ✓ 第2回専門委員会以降、県内9地域で次期観光振興基本計画の内容を含めた地域別意見交換会を実施
- ✓ 新たな観光振興財源の導入に向けて、
さらに宿泊事業者をはじめ関係者との意見交換を重ねていく必要がある



本日の専門委員会では、

地域別意見交換会でのご意見を踏まえ、今後の進め方についてご意見をいただきたい

なお、本日ご議論いただいた内容を踏まえ、関係者へ説明を重ねていく

地域別意見交換会の開催概要

○ 県内9地域にて、地元の行政や観光協会等(延べ131名)の方々に対し、次期観光振興基本計画と併せて、別途配布の参考資料を用いて 新たな観光振興財源の検討についてご説明

【参集範囲】 行政、県観光連盟、地元観光協会、交通事業者、宿泊業団体、宿泊事業者、観光関係事業者ほか

開催日	地域	出席者					
		合計	行政	県観光連盟 地元観光協会	交通事業者	※事務局側出席者を除く 宿泊業団体 宿泊事業者	観光関係 事業者ほか
7/11	対馬市	14名	4	4	1	2	3
7/22	壱岐市	12名	1	3	4	3	1
7/23	新上五島町	10名	1	3	3	2	1
7/24	長崎市・長与町・時津町	16名	4	2	5	3	2
7/25	佐世保市・西海市・小値賀町・佐々町	24名	5	8	3	4	4
7/25	平戸市・松浦市	11名	2	3	—	1	5
7/28	五島市	14名	1	2	5	1	5
7/29	諫早市・大村市・東彼杵町・川棚町・波佐見町	18名	5	6	—	4	3
7/29	島原市・雲仙市・南島原市	12名	3	5	—	4	—
合 計		131名	26	36	21	24	24

地域別意見交換会での主な意見の概要

区分	意見の概要
宿泊税の導入	導入に肯定的な意見 ○<u>宿泊税は珍しいものではなく</u>っており、交通費をかけていった旅行先で100円、200円の<u>宿泊税を徴収されても負担に感じない</u>。 ○<u>申告・納付など煩雑な事務処理への対策を検討</u>いただいた上で、宿泊税の導入に関しては<u>賛成したい</u> ○<u>宿泊税は取っていいが、使い方を説明</u>することが大事。(観光への)課題は市町で異なるので、<u>市町が使いやすいよう割り振り</u>をしてほしい。 ○<u>長崎市で受け入れられている</u>ということであれば、<u>県全体で施策のやり方として一律にやると決めて</u>もらって、大小かわらず全て<u>宿泊税を導入する</u>ということでは方向性としてはよい。
	導入に否定的な意見 ○<u>導入ありきにならないように、税導入の是非から議論</u>してほしい。 ○<u>導入の賛否は使途次第</u>。既存予算で対応しているようなものは納得できない。 ○<u>観光立県を標ぼう</u>する本県が観光客から<u>税を徴収するのはあり得ない</u>。<u>オーバーツーリズムの状況は本県にはない</u>。 ○導入(予定)は東京・大阪・福岡(広島・宮城)など<u>中心都市のみ</u>。<u>本県導入は時期尚早</u>ではないか。 ○特に<u>ビジネスが多い地域は客単価が低く儲けが少ない</u>中で、<u>税を導入する余裕はない</u>。
	その他 ○<u>市単位</u>で検討した方が<u>柔軟な制度設計等が可能</u>。離島であれば、<u>入島税の方が日帰り客から徴収できて良い</u>のでは。 ○<u>宿泊客は本土から離島への移動コスト等を負担</u>しているので、そこに配慮した制度としてほしい。 ○<u>離島を有する県での導入事例は少ない</u>と思うので、慎重に議論してほしい。 ○事業者の意見を十二分に聞いて、<u>丁寧に議論を積み重ねることが導入の大前提</u>。事業者の生の声をしっかり聞いて欲しい。
事務の負担	○徴収が複雑とならないよう<u>一律定額制</u>にしてほしい。 ○民泊等の<u>小規模や担い手の高齢化が進んでいる施設等に配慮</u>した制度としてほしい。特に、離島地域では<u>本土より人口減少・高齢化が進んでいる</u>。<u>人材不足で事務対応が不安</u>。
財源の使途	○<u>使途の見える化・フィードバック</u>はしっかりやってほしい。 ○各地域で課題等は異なる。<u>各地域で使途を決定できる制度</u>としてほしい。 ○既存予算の振替ではなく、<u>新たな財源は新たな事業に充ててほしい</u>。 ○<u>観光資源はあるが宿泊施設が少ない地域にも配分</u>されるような制度としてほしい。

専門委員会及び地域別意見交換会におけるご意見等を踏まえ、

引き続き、地域の方々との丁寧に意見交換を重ねていきたい

観光振興財源検討専門委員会での主な意見の概要 ①

区分	意見の概要
財源の必要性	○<u>民間だけではなく、官民一体となって取組を進めていかないと中長期的に大きな課題を抱えることから財源が必要だという論点は正しいと考える。</u>少なくとも十数億円であり、さらに必要な財源もあると考える。 ○<u>観光受入基盤脆弱度・ポテンシャル分析(鶴田委員提供資料)のスコアに載ってない長崎県の特長として、離島を抱えてるとか、歴史的な文化的な資産も多いことから、その承継や保存についても、非常にコストがかかる部分もある</u>ため、幅広い分野の中で考えていくべきではないか。
財源確保策の比較検討	○<u>地方公共団体という組織の宿命として、どんなに頑張っても財政的な余裕は生じない。</u>また、<u>人口減少が進めば進むほど、長崎県の財政規模が縮小</u>していくのは目に見えている。 ○<u>数十億の観光予算を組み続けないと県全体の観光振興が厳しく、現在の一般財源で捻出することが難しいのであれば、宿泊税を導入するしかない</u>のではないかと。県の財政状況を踏まえて考えると、おそらく法定外目的税を導入するしか、観光振興のための財源を確保し続けることは困難である。 ○<u>利用料等での収入には限界があるので、財政需要があるのであれば、税に頼るべき。</u>
観光振興財源を求める対象と行動	○<u>観光に関わる財政需要であれば、県民だけではなく、観光やビジネスも含めた訪問者の方々も公共サービスを需要される</u>ので、負担いただくという趣旨から、主として宿泊税を中心に考えていくことを念頭に考える。 ○<u>公平・中立・簡素という税の三原則から言うと、先行事例と同様に、例えばビジネス客を対象外にすることなく、訪問客が対象になるという方向性</u>だと考える。 ○<u>買い物とか飲食もあるが、宿泊が最も地域インフラや地域サービスを利用する、消耗する</u>という観点からすると、宿泊を対象として負担していただくのは、1つの合理的な選択である。 ○<u>太宰府市の事例、泉佐野市の事例など、基礎自治体単位だと宿泊税以外の税について検討できる</u>こともあるが、<u>県単位、また長崎県のように地形とか、地理的にも特徴がある自治体では、宿泊税以外に検討できる財源確保策はおそらくない</u>ことから、宿泊税のほかに選択肢が思い当たらず、現時点では議論の余地がない。
徴収する施設、負担を求める方法及び徴収事務	○<u>先行で導入している長崎市と調和を取れたような設定</u>がより望ましい。 ○<u>長崎市が重要な参照基準</u>になる。
観光客へ負担を求める金額	○<u>必要な財政需要額と長崎県の延べ宿泊数をしっかり検討し、負担感が少ないような設定</u>をされることがと望ましい。 ○<u>観光客、徴税業務を担う方々にとっても、シンプルな制度</u>であることは非常に重要である。 ○<u>全国で宿泊税が導入されているが、県と長崎市のトータルの税額が長崎市が極端に高い場合、多少競争力に影響</u>する可能性がある。

観光振興財源検討専門委員会での主な意見の概要 ②

区分	意見の概要
負担免除の設定	○労働者が非常に多く、宿泊税を取るのは困難なことから免税点を引き下げた自治体があるが、<u>長崎県は免税点を設けなくてよいのではないかと考える</u>。ただし、<u>民泊やキャンプ場など低料金の宿泊客からも取るのかという議論の余地もある</u>。 ○<u>離島の方が通院される際、やむを得ず宿泊される方</u>もいる。一方で、税は簡素でなければいけないため、離島の方にも宿泊税は支払っていたくものの、<u>例えば宿泊割引とかクーポンを配るといった離島の皆様へのフォロー</u>も考えられる。 ○長崎市は修学旅行を免税しているが、(手法として)県全体では修学旅行に課税し、別の施策でお返して、長崎市だけは免税にする方法もあるし、長崎市にならって全部取らないという判断もある。 ○離島の方には有人国境離島法に基づき輸送費等の補助が出ている中で、<u>本土地区で宿泊した際、宿泊税を課せられるとなれば離島の方に理解が得られないことも考えられるため、丁寧な説明が必要</u>である。 ○<u>離島住民からいただいた宿泊税の一定割合を市町に還元するのであれば、市町に還付方法を検討していただくことも考えられる</u>。 ○<u>制度はシンプルな設計というのが一番重要であり、離島住民への対応について、一旦は徴収した上で、何かしらの補助金なり還付、還元の仕組みというものを、税の仕組みとは別の仕組みの中で、検討</u>してくのも1つの方向性と考ええる。 ○<u>負担免除に関する長崎市との調整は非常に重要。足並みを揃えて</u>やっていただきたい。 ○<u>離島住民に対する免除について</u>、通院とか介護など宿泊せざるを得ない場面は多々あると考えるが、<u>観光に来る場合もある。この区別を宿泊事業者の方にしていただくのは無理</u>であり、宿泊した場合には、<u>一定額をきちんとお支払いいただく代わりに、別の政策の方で手当てをする考え方</u>もある。 ○負担免除については政策的判断であり、いろいろな選択はあり得るが、<u>観光客、徴税業務を担う方々にとっても、シンプルな制度であることは非常に重要</u>であり、<u>先行導入している長崎市と調和を取ったような設定</u>がより望ましい。 ○<u>離島住民だけ宿泊税を適用しない場合、著しい不公平に当たる可能性</u>がある。 ○<u>宿泊行為に課税標準するため、宿泊行為者のうち、観光でないものを除外するのは公平性の観点で困難</u>。同じく、外国人だけに課税することも、公平性の観点で困難。
負担を求める期間	○見直し規定について、<u>3年で検討すると2年間の実績で評価しないといけないが、この2年間で単年度のブレをどう解釈するか</u>という難しい判断も生じる。そのため、5年でしっかり3年、4年なりの実績を見るという考えもある。 ○<u>スタート時期は、現場の負担感等をしっかり見極める必要</u>があるため、(当初は3年、その後5年毎の)2段階でやるのも1つの方法と考える。 ○見直し規定について、<u>3年でPDCAサイクル回すのは、議論がうまくできない</u>と認識している。3年だとまず1年目は、とにかく施策を取り組む、2年目でようやく軌道に乗るところで評価をしなくてはならないことになる。行政計画もそうだが、3年というのは困難。<u>5年の方が、制度としてはしっかり議論ができる</u>のではないかと。 ○他方で、<u>長崎市と協調した制度にする場合、長崎市と検討サイクルがずれている</u>と、社会の状況に合わせてサイクルを回して変更していくことが、<u>やりにくくなること</u>から、このことをどう考えるのかは悩ましいところ。